

自主防災組織「備品購入事業」補助金交付要綱

平成21年3月31日

告示第112号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織の組織強化をするために交付する補助金について、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織とは、市民が自主的に地域の特性に応じた防災活動を行うために、自治会その他これに準ずる団体を単位として組織するものをいう。
- (2) 区とは、勝山市行政協力員設置要綱(平成13年勝山市告示第83号)に定める行政区をいう。
- (3) 町内会とは、区を組織する自治会をいう。
- (4) 連合体とは、複数の区又は町内会から構成された組織をいう。ただし、当該組織自体が、複数の連合体及び区から構成されている場合も含むものとする。
- (5) 防災資機材とは、自主防災組織が防災活動を行うときに使用する別表第1に定める資機材等をいう。

(補助対象)

第3条 次のいずれかに該当する自主防災組織が、防災資機材及び除雪機を購入する際に係る費用を補助対象とする。

- (1) 区を母体とした組織
- (2) 複数の区の連合体を母体とした組織
- (3) 概ね200世帯以上の区において、概ね70世帯以上の町内会を母体とした組織

- (4) 世帯の合計が概ね70世帯以上となる複数の町内会の連合体を母体とした組織
- 前項各号に規定する組織を設立していない区等においては、自主防災組織「設立事業」補助金交付要綱(平成23年勝山市告示第94号)に定める自主防災組織「設立事業」補助金の交付決定をしている場合、補助対象とする。
 - 連合体として組織された自主防災組織を当該補助の対象とするときは、その構成団体は、補助対象としない。ただし、連合体として組織された最初の年度については、この限りでない。
 - 自主防災組織の備品購入について補助を受けてから5年経過した場合は、再び補助を受けることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に基づき積算する。

積算種別	補助率	限度額(円)
防災資機材	3分の2	200,000
除雪機	全額	750,000

- 除雪機を購入する際に、限度額を超えた場合は、当該除雪機購入に係る費用から限度額を差し引いた額を、防災資機材の購入に係る費用としてみなすことができる

(交付申請)

第5条 補助金の申請は、自主防災組織「備品購入事業」補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- 防災資機材又は除雪機のカタログ
- 防災資機材又は除雪機の見積書

(交付決定)

第6条 市長は前条の規定により補助金交付申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、第4条の規定に基づき、補助金の額を決定し、交付決定通知を申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 交付決定を受けた申請者は、防災資機材及び除雪機の購入後、速やかに自主防災組織「備品購入事業」補助金完了実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 実施事業に係る領収書の写し

(2) 実施事業の写真

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告書等を審査し、事業が完了したことを確認したとき補助金を交付する。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、自主防災組織「備品購入事業」補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金を交付した後、この要綱の規定に違反していることが判明したとき、又は第3条第2項の規定により申請した区又は町内会が当該補助を申請した年度中に自主防災組織を設立しなかったときは、補助金の返還を請求することができる。

(取得備品等の管理)

第10条 自主防災組織及び区並びに町内会は、防災資機材及び除雪機(以下この条においてこれらを「備品」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。

- 2 自主防災組織は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して備品を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合又は補助金の全部若しくは一部を返納した場合は、この限りでない。
- 3 自主防災組織は、前項の期間内において、備品を処分しなければならない事由が生じたときは、あらかじめ備品処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自主防災組織の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合については、この限りでない。
- 4 市長は、前項の規定に基づき備品の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた申請者が、当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該申請者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前になされた申請に係る補助対象については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

補助対象経費

防災資機材

情報収集用	トランジスタメガホン、トランシーバー、ハンドマイク、ラジオ、その他必要な資機材
救出・救護・避難用	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、ハンマー、斧、チェーンソー、工具セット、はしご、懐中電灯、ロープ、ビニールシート、テント、寝袋、簡易トイレ、担架、三角巾、軍手、車椅子、リヤカー、発電機、投光器、コードリール、土のう、その他必要な資機材
給食・給水用具	鍋、かまど、コンロ、備蓄燃料、調理器具、食器、その他必要な資機材
食糧・医薬品	備蓄食糧、備蓄飲料水、備蓄医薬品、その他必要な資機材
被服・標識	ヘルメット、腕章、防災服、長靴、避難誘導旗、防災のぼり旗、その他必要な資機材
収納庫	防災倉庫、簡易収納庫、その他必要な資機材
材料費	看板、避難路案内標識等の材料費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、マップ作成等に係る印刷費
報償費	講師等への謝礼
負担金	防災士研修等への参加費